

論・壇

会計参与と制度に関する 会社法案を讀んで



中島孝一〔神田〕

会社法案は平成17年3月22日に国会に提出されたが、同法案は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることになっている(会社法案(以下「法案」とする)附則1)。

「会計参与は、会計に関する専門的識見を有する税理士を活用して、商法の規律における職務を行わせることを期待して提案されているものであり」と日本税理士会連合会が作成した会計参与制度Q&A17(以下「日税連Q&A」とする)では説明されているが、税理士だけでなく公認会計士(それぞれ法人を含む)も選任資格があり、むしろ公認会計士(あるいは監査法人)にとって使い勝手のよい制度との意見もある。

本稿では、公表された法案と法案公表前の会社法制の現代化に関する要綱・補足説明・日税連Q&A等(以下「要綱等」とする)とを比較しつつ、会計参与と制度の疑問点を含め内容確認を行う。

(1) 法案における会計参与と制度に関する規定
会計参与と制度は、税理士及び公認会計士と一定の資格者が就任することを前提とし、株式会社の内部機関として位置付けつつも、内部の機関からの独立性を確保し、いわば社外取締役と同様の立場に立ち、計算書類の記載の正確さに対する信頼性を高め、株主・会社債権者の保護及び利便に資することを目的とするもの(日税連Q&A1)と説明されている。

会計参与と設置会社とは、会計参与を置く株式会社をいう(法案2条8号)と規定されていることから、合同会社等の持分会社にはない株式会社固有の制度といえる。
法案における会計参与と制度に関する規定は、第二編・第四章・第六節会計参与(法案374条～380条)以外に、取締役等(法案314条)・役員(法案329条)・役員等(法案330条・423条)・社外取締役等(法案427条)という文言にも会計参与が含まれることから、一覧にすると表の

ようになる。

「会計参与と制度関連法案」	
第一編 総則	
第一章 通則	
第二章 (定義)	
第一編 株式会社	
第四章 機関	
第一節 株主総会及び種類株主総会	
第314条(取締役等の説明義務)	
第二節 株主総会以外の機関の設置	
第326条(株主総会以外の機関の設置)	
第329条(選任)	
第330条(株式会社と役員等との関係)	
第三節 役員及び会計監査人の選任及び解任	
第333条(会計参与の資格等)	
第334条(会計参与の任期)	
第345条(会計参与等の選任等についての意見の陳述)	
第六節 会計参与	
第374条(会計参与の権限)	
第375条(会計参与の報告義務)	
第376条(取締役会への出席)	
第377条(株主総会における意見の陳述)	
第378条(会計参与による計算書類等の備置き等)	
第379条(会計参与の報酬等)	
第380条(費用等の請求)	
第十一節 役員等の損害賠償責任	
第423条(役員等の株式会社に対する損害賠償責任)	
第424条(株式会社に対する損害賠償責任の免除)	
第425条(責任の一部免除)	
第427条(責任限定契約)	
第429条(役員等の第三者に対する損害賠償責任)	

第430条(役員等の連帯責任)

第七編 雑則

第四章 登記

第二節 会社の登記

第911条(株式会社の設立の登記)

第八編 罰則

第960条(取締役等の特別背任罪)

第962条(未遂罪)

第963条(会社財産を危うくする罪)

第970条(株主の権利の行使に関する利益供与の罪)

第972条(法人における罰則の適用)

第975条(両罰規定)

第976条(過料に処すべき行為)

(2) 法案・要綱等による会計参与と制度の内容
確認
会計参与の選任
役員(会計参与が含まれる)及び会計監査人は、株主総会の決議によって選任される(法案329条1項)役員員数を欠くこととなる場合に備えて補充の役員を選任することができる(法案329条2項)。

本規定は、実務界(上場会社等)から補充監査役を予選することができることの明確化の要望が出されていたことによるものであるが、役員には監査役だけでなく取締役・会計参与も含まれることから、会計参与も補充の選任ができることになる。したがって、選任された会計参与が取締役と共同して計算書類を作成する際、意見を異にして会計参与が辞任する場合に備え、会計参与の補充を選任することも可能となる。

会計参与と株式会社の関係
日税連Q&A15では、会計参与と株式会社との関係について「雇用関係に準ずる会社との委任関係」と説明されていたが、法案では単に「委任に関する規定に従う(法

案330条)」とされている。
会計参与に選任された税理士法人等の株式会社への通知
会計参与に選任された監査法人又は税理士法人は、その社員の中から会計参与の職務を行うべき者を選定し、これを株式会社へ通知しなければならない(法案333条2項)。

選定された社員の株式会社への通知の方法は規定されていないが、書面によるべきであろうか。
なお、会計参与と設置会社は、その旨及び会計参与の氏名又は名称及び計算書類等の備置き場所は登記事項とされている(法案911条3項16号)会計参与の職務を行う税理士法人等の社員の氏名は登記事項とされていない。

会計参与が作成する計算書類等
会計参与は、取締役等と共同して、計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類を作成する。この場合において、会計参与は、会計参与報告書を作成しなければならない(法案374条1項)。

計算書類とは、貸借対照表、損益計算書その他株式会社財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものをいう(法案435条2項)については法務省令で定められるため現時点で詳細は不明であるが、会計参与報告書の記載事項は、会計処理に関する事項、計算書類を共同作成する際に問題となった事項(取締役・執行役と意見を異にした事項を含む)等とされている(法務省民事局参事官室・会計参与(仮称)Q&A16)。

会計参与の権限
会計参与は、その職務を行うために必要があるときは、会計参与と設置会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は会計参与と設置会社若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる(法案374条3項)。

会計参与と設置会社には会計参与の申出を拒むことができる規定はないが、会計参与と設置会社の子会社は正当な理由があるときは、報告又は調査を拒むことができる(法案374条4項)子会社における正当な理由とは、具体的にどのようなケースが想定されるであろうか。

会計参与が、会計参与と設置会社の適正な計算書類等を作成するため必要なものとしてその子会社に報告又は調査を求めたときに、子会社にそれを拒むことができる正当な理由があるのだろうか(会計監査人の権限(法案396条3項・4項)にも同様の規定がある)。

また、会計参与は、子会社が拒んだことを取締役会及び株主総会において報告義務があるのだろうか(法案376条1項・377条1項)。

さらに、子会社が報告又は調査を拒んだことにより、会計参与と設置会社の計算書類等の適正性が損なわれたとしても、会計参与報告書にその旨を記載することにより、会計参与の損害賠償責任は免除されると考えてよいのだろうか。

会計参与の職務遂行における他の税理士の使用
会計参与は、その職務を行うにあたっては、業務停止中の税理士を使用してはならないとする規定がある(法案374条5項)。

可能であれば、会計参与に選任された税理士が他の税理士を使用する場合、会計参与と自身が行うべき職務と他の税理士を使用して差し支えない職務の範囲が設定されるのだろうか。

また、他の税理士は、社員税理士だけでなく補助税理士でもよいのか等の疑問が生じる。

会計参与が取締役と意見を異にする場合
計算書類等の作成に関する事項について会計参与が取締役と意見を異にするときは、会計参与は、株主総会において意見を述べることができる(法案377条1項)。

「計算書類等の作成段階において、意見を異にするとき」の調整はどのように行うのだろうか。
また、意見を異にいつ作成された計算書類等は、取締役の意見を反映したものであることから、会計参与の損害賠償責任は免除されるのだろうか。

現実的には、意見を異にする事態が解消されなければ、会計参与は株主総会において意見を陳述することなく辞任する場面が多いのではないかと推測される。

会計参与による計算書類等の開示
要綱等では、会計参与による会計参与と設置会社の株主及び債権者に対する計算書類等の開示義務について説明されていたが、会計参与と設置会社の親会社社員についても一定の場合(親会社社員が裁判所の許可を得たとき)にも開示義務がある(法案378条3項)。

会計参与の損害賠償責任
会計参与の責任は、会社に対する責任(法案423条)426条・430条)と第三者に対する責任(法案429条・430条)がある。

会計参与は、その職務を行うために必要があるときは、会計参与と設置会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は会計参与と設置会社若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる(法案374条3項)。

会計参与と設置会社には会計参与の申出を拒むことができる規定はないが、会計参与と設置会社の子会社は正当な理由があるときは、報告又は調査を拒むことができる(法案374条4項)子会社における正当な理由とは、具体的にどのようなケースが想定されるであろうか。

会計参与が、会計参与と設置会社の適正な計算書類等を作成するため必要なものとしてその子会社に報告又は調査を求めたときに、子会社にそれを拒むことができる正当な理由があるのだろうか(会計監査人の権限(法案396条3項・4項)にも同様の規定がある)。

また、会計参与は、子会社が拒んだことを取締役会及び株主総会において報告義務があるのだろうか(法案376条1項・377条1項)。

さらに、子会社が報告又は調査を拒んだことにより、会計参与と設置会社の計算書類等の適正性が損なわれたとしても、会計参与報告書にその旨を記載することにより、会計参与の損害賠償責任は免除されると考えてよいのだろうか。

会計参与の職務遂行における他の税理士の使用
会計参与は、その職務を行うにあたっては、業務停止中の税理士を使用してはならないとする規定がある(法案374条5項)。

可能であれば、会計参与に選任された税理士が他の税理士を使用する場合、会計参与と自身が行うべき職務と他の税理士を使用して差し支えない職務の範囲が設定されるのだろうか。

また、他の税理士は、社員税理士だけでなく補助税理士でもよいのか等の疑問が生じる。

会計参与が取締役と意見を異にする場合
計算書類等の作成に関する事項について会計参与が取締役と意見を異にするときは、会計参与は、株主総会において意見を述べることができる(法案377条1項)。

「計算書類等の作成段階において、意見を異にするとき」の調整はどのように行うのだろうか。
また、意見を異にいつ作成された計算書類等は、取締役の意見を反映したものであることから、会計参与の損害賠償責任は免除されるのだろうか。

現実的には、意見を異にする事態が解消されなければ、会計参与は株主総会において意見を陳述することなく辞任する場面が多いのではないかと推測される。

会計参与による計算書類等の開示
要綱等では、会計参与による会計参与と設置会社の株主及び債権者に対する計算書類等の開示義務について説明されていたが、会計参与と設置会社の親会社社員についても一定の場合(親会社社員が裁判所の許可を得たとき)にも開示義務がある(法案378条3項)。

会計参与の損害賠償責任
会計参与の責任は、会社に対する責任(法案423条)426条・430条)と第三者に対する責任(法案429条・430条)がある。

「計算書類等の作成段階において、意見を異にするとき」の調整はどのように行うのだろうか。
また、意見を異にいつ作成された計算書類等は、取締役の意見を反映したものであることから、会計参与の損害賠償責任は免除されるのだろうか。

現実的には、意見を異にする事態が解消されなければ、会計参与は株主総会において意見を陳述することなく辞任する場面が多いのではないかと推測される。

会計参与による計算書類等の開示
要綱等では、会計参与による会計参与と設置会社の株主及び債権者に対する計算書類等の開示義務について説明されていたが、会計参与と設置会社の親会社社員についても一定の場合(親会社社員が裁判所の許可を得たとき)にも開示義務がある(法案378条3項)。

会計参与の損害賠償責任
会計参与の責任は、会社に対する責任(法案423条)426条・430条)と第三者に対する責任(法案429条・430条)がある。

会計参与は、取締役等と共同して計算書類等を作成すること等の職務から株式会社内部機関と位置付けられるが(日税連Q&A14では「会計参与の場合、社外取締役と同様、業務執行機関ではないので」と記述されている)、損害賠償責任に関しては会計監査人と同様に社外取締役等として扱われている。

会計参与に対する罰則
会計参与には、自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社を損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該株式会社に財産上の損害を加えたときは、10年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する(法案960条)等の罰則規定が設けられる。

引用・参考文献
「会社法制の現代化に関する要綱草案 補足説明」法務省民事局参事官室
「会計参与と制度Q&A」日本税理士会連合会
「会計参与(仮称)Q&A」法務省民事局参事官室

「会社法制の現代化に関する要綱」法制審議会
「会社法制の現代化に関する要綱」法制審議会

(学会3月学次研究会より)